

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (七)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (7)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.1 (1972. 1) ,p.94- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720115-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件（七）

資料

手塚 豊

一 はしがき

二 各不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件……以上第四四卷七号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島仙平事件……以上第四四卷八号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞一事件……以上第四四卷九号

○門田平三事件……以上第四四卷十号

○山田島吉事件……以上前々号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件……以上前号

○鶴見由次郎、後藤勉事件 ○稲倉儀三郎事件……以上本号

○ 鶴見由次郎、後藤勉事件

明治十五年十二月七日、八日の両日、栃木新聞に掲載された投書「日本国君ノ不幸ヲ吊フ」（卒島村 鶴見飄々生）の内容が不敬に該

るとされ、その筆者である鶴見由次郎が、不敬罪に問われ且つ変名を用いたことが、新聞紙条例第八條違反とされた事件である。そして同新聞の編集人後藤勉も、これもまた不敬罪に問われ、彼の場合は他の余罪二件（成法誹毀と官吏侮辱）と併せて処罰されたのである。問題になつた鶴見の投書を、栃木新聞から引用すれば、その全文は次の通りである。

（吊の誤り―手塚註）
日本国君ノ不幸ヲ吊フ

卒島村 鶴見飄々生

斯ク表題ヲ掲ゲ来レバ、読者諸君ハ必ズ云ハン、飄々生ハ明治昭代ノ叡聖ナル天皇陛下ノ不幸ヲ吊フノ心算ナラント。然レトモ吾輩ノ意見ハ決シテ然ラザル也。夫レ国ハ人々個々ノ集合体ニシテ、立法、行政、司法等ノ機関ヲ具足シ、此機関ノ運転ニ依リテ始メテ邦国タルノ面目ヲ保ツノ活動物ニ外ナラザルカ故ニ、吾輩ハ之ヲ一個ノ巨人ト視做シテ即チ現時吾ガ日本国家ノ不幸ヲ吊ハンガ

為メニ、斯クノ如キ表題ヲ掲ゲシ所以ニシテ、今上皇帝陛下御一身ノ不幸ヲ吊フノ謂ヒニハ候ハズ。諸君乞フ。誤認ヲ為シ給ヒソ。

嗚呼日本国君ヨ、君ハ天資機敏ニシテ知織進歩ノ迅速ナルハ、駟馬モ尚ホ及バザルノ勢アリテ、藜葛ヲ換フル未タ僅カニ十五ニ過

ギザルモ、早ヤ既ニ嶄然粹ヲ拔ンデ東洋ノ諸朋友ヲ凌グニ至リシハ、吾輩ノ歛天喜地ニ耐ヘザル所ナリト雖モ、若何セン君ハ身体軟弱頓辱ニシテ、心志未タ全ク牢定セズ、恰モ泛々トシテ繫維セザル浮舟ト一般ナルヲ、一朝颯々タル一陣ノ腥風ノ蔚興スルアレバ、身ハ必ズ雲濤万里ノ海外ニ吹キ飛バサレテ、漂渺無際ノ血ノ

涙川ニ陥没シ、亦浮ム瀬ナキノ慘況ヲ顯ハスニ至ルハ、苟モ鷺鴉ノ黑白ヲ弁ズルモノノ熟知スル所也。嗟吁危殆ナル哉、君ノ一身、

心アルモノハ、深ク之レヲ憂ヘテ、君ヲシテ確乎不動ノ独立不羈ノ境界ニ安息セシメントシテ、昼夜ノ別ナク舌ヲ爛シ筆ヲ禿シテ

其方法ヲ論議シ、其針路方向ヲ謀リ、稍ク明治二十三年ヲ期シテ以テ君ガ身体ノ組織ヲ一変シテ浮舟ノ評ヲ免カシメントス。然ルニ今ヤ之ガ障害トナル一ノ不幸アルハ、実ニ君ノ為メニ憂慮ニ堪ヘザル所也。乞フ左ニ其故ヲ開陳セン。

何ヲカ日本国家ノ不幸ト云フヤ。曰ク財政ノ困難乎、曰ク未ダシ、輸出入ノ不均乎、曰ク未ダシ、殖産興業ノ微々振ハザルナル乎、曰ク未ダシ、内治ノ治マラザルナル乎、曰ク未ダシ。然ラバ何ヲカ日本国家ノ大不幸ト謂フヤ、乞フ、其由ヲ説ケ。曰ク財政困難ヲ治シ、殖産興業ノ隆盛ヲ計リ、内治整治ノ策略ヲ講究ス

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ル新聞記者、演説士ノ陸統法律ニ触レタリトテ、懲罰ヲ喫スルモノノ日増シニ増加スル、是レ之ヲ日本国家ノ大不幸ト申スベキ歟。夫レ新聞演説ナルモノハ、人智ヲ磨磨スルノ薬石ニシテ、吾国人民ガ燦然政治思想ヲ煥發シテ宸衷ニ遵ヒ、以テ明治二十三年ニ國會ヲ開設スルノ運ビニ至リタルハ、直接ニハ青雲深宮ニ御座シ参スル有司ノ力ナリト申スヘキガ、間接ニハ新聞演説ノ力、十中八九ヲ占メタリト申サンモ、敢テ誣言ニアラザルベシト信ズル也。

言ヲ換ヘテ之レヲ謂ヘバ、心志未ダ牢定セズ、方向未タ定カナラサル吾カ皇國ニシテ、稍岐路ヲ離脱シテ正當ノ針路ニ就カシメタルハ、単ニ有司ノ力ナリト云フベキモ、而モ亦新聞演説等ノ如キ、蒙ラ啓キ微ヲ顯ニスル機關ナカリセバ、設令賢明ナル吾政府ノ有司、意ヲ鋭クシテ事ニ隨從スルモ、如何ゾ今日ノ文明ヲ致スヲ得ン。如何ゾ二十三年ニ國會ヲ開設スルノ運ニ至ルヲ得ン。如何ゾ赤髻奴ノ輕侮ヲ薄ンズルヲ得ンヤ。左レバ有司ハ申ス迄モナク新聞記者ヤ演説士ハ、人文ノ進歩ヲ裨益シ、邦家ノ康福ヲ捏造製出スルノ薬石ナリ保母ナリト云ハンモ、誰モ敢テ不可ナリト申スモノノ候ベキ。

夫レ然リ而ルニ、国家ノ薬石保母タル新聞記者ヤ弁士ガ、深ク邦家ヲ思フノ熱血ヲ論壇ニ漲ラスニ方リ、往々法律ノ限界ヲ干犯シタリ治安ヲ妨得シタリトテ、或ハ停止禁止ヲ命ゼラレ若クハ身ヲ囹圄ニ沈メラレ、或ハ演壇ニ邦國ノ利害得喪ヲ陳シテ國民タルノ責ヲ尽スノ自由ヲ檢束セラルハ、全ク法律ニ抵觸シタルモノニヤアレバ詮方ナキ次第ナリトハ申シナガラ、一ノ新聞者誤リテ

律ニ触レテ法ヲ干シテ、泣ク泣ク声ヲ鎖ジテ国家ニ義務ヲ尽ス能ハザルノ恨ミヲ吞ムニ至ルハ、取りモ直サズ邦国ノ滋養涵育トナルベキ幾分ノ薬科ヲ減尽シ、一ノ保母ヲ失ヒタルモノ也。又一人ノ弁士ガ慷慨悲憤ニ堪ヘヤラデ滿腔ノ熱血ヲ吐出スルノ際、不知不識法網ヲ蟻シテ為メニ口ヲ緘セラレ、或ハ縲綆ノ責ヲ蒙リテ保母薬石ノ責任ヲ獄裏ニ埋ムルニ至ルハ、是レ又取モ直サズ幾分ノ薬科ヲ減ジ、一時、一ノ保母ヲ失ヒタルノ理ニヤアレバ、国家ガ身ヲ汚サレタルニ係ハラズ、邦家ノ大不幸タルヤ知ルベキ也。是レ吾輩ガ、目今、吾ガ瑞穂ノ国ニ於テ、記者ヤ弁士ガ霹靂^{（轟）}一声律ニ触レタリ、治安ヲ妨礙シタリトテ、法網ニ蔽ハルモノノ益多々^{（多）}ナルヲ視テ、是レゾ即チ皇国ノ大不幸ナリトシテ、之ヲ吊悼^{（同也）}セントスル所以ナリ。

斯ク陳述シ来レバ、論者或ハ謂ハン、子ノ言、焉ンゾ奇怪ナルヤ、従来吾国ノ記者弁士ガ法律ニ問ハレタルハ、則チ治安ヲ妨害シ、法律ヲ干犯シタレバコソ、身ヲ獄裏ニ苦シメラレ窓ヲ闔ゾルノ不幸ニ遭遇スルナレ。若シ此輩ヲシテ謂ハント欲スルトコロラ恣ニセシメタランニハ、他日奈何ナル禍乱ヲ醸出スルヤモ未ダ測ルベカラザル也。悪ンゾ此輩ヲ目シテ邦家ノ薬石也保母ナリト云フヲ得ンヤト。其レ然リ。吾輩ト雖トモ胸中ニ毒ヲ啣ンデ故意ニ国家ノ治安ヲ障礙シタルモノヲバ、薬石ナリ保母ナリト謂ハザル也。論者ノ如キハ、只耳目ニ記者弁士ノ言論文章ヲ見モシ聞モシスルノミニシテ、其言論文章ノ流出スル泉源即チ心中ヲ察スル能ハザルモノ也。時ニ燈油ノ方サニ絶エナントシテ充分之レニ答フ

以テ、論者ガ現今社会ノ事情ニ懵懂ナルノ眇眠ヲ啓イテ、ナール程ト感服セシムルノ余裕アラザルハ、湛トニ吾輩ノ遺憾トスル所ナリ。看者諸君、乞フ之ヲ洞察セヨ。熱々惟ニミルニ、吾国ニ於テ、記者弁士ヲ以テ世ニ鳴ル者ハ、多クハ皆ナ憂国慷慨ノ士ニシテ、大概ハ法律ニ触レテ懲罰ヲ蒙リタル人々ナラント思ハル也。吾輩ハ寸失ヲ以テ尺功ヲ抹殺スルコトヲ好マザルモノ也。タトヒ責罰ヲ蒙リタリトテ、其心誠ニ国ヲ憂フルモノニシアレバ、保母薬石ノ美称ヲ与フルモ差シテ失当ノ誤ナリトモ思ハザルガ故ニ、其電雷責ヲ得タルニモ拘ハラズ。吾国ノ憂国士タル記者弁士ヲ以テ保母薬石ノ地位ニ置カント欲スル也。

吁、日本国君ヨ、君ハ春秋僅カニ十五ニ過ギザルノ弱齡ニシテ殊ニ身体虚弱ナレバ、充分ニ保母ト薬石ノ力ヲ仮フルニアラザレバ、到底身体ヲ健康ニシテ安寧幸福ノ快裡ニ沐浴セシコトハ寛束ナカルベキ也トハ云ヘ、過チナガラム君ノ体軀ヲ傷クルモノナリト認ムル記者弁士ナラバ、タトヒ平素保母薬石ト頼ムモノナリトモ、心ナラズモ之ヲ懲罰セザルヲ得ザルベケレドモ、可成のハ君ノ座側ニ侍シテ君ノ病癩ヲ治セシメンコソ願ハシケレ。然ルニ今ヤ、保母ノ任ヲ負フ者ニシテ、続々法律ニ触レテ君ノ座側ヲ離レ、責任ヲ法網内ニ空シクスルモノノ多キハ、是レ幼弱ナル日本国家ノ大不幸ナリト謂ハザルヲ得ザル也。嗚呼、幼稚ナル日本国君ヨ、君ハ身体虚弱ナルノミナラズ、心志未だ定マラザル今日ニ當リテ、此ノ不幸ニ遭遇スルトハ何ノ因果ニヤアル。豈ニ痛シカラズヤ。豈ニ悲シカラズヤ。聊カ茲ニ之ヲ記シテ日本国家ノ不幸

ヲ吊フト云爾(句読点手塚)。

鶴見の論説は、日本の国を「一個ノ巨人」とみなし、その不幸について論述する形式を採つている。彼が「日本国君」と称しているのは、「日本国」の「君」すなわち「天皇」を指しているのではなく、「日本国」に敬称の「君」をつけて呼んでいるわけである。したがつて、文章の表面からみる限りでは、天皇に対する論評にはなつていない。しかし、栃木軽罪裁判所の判決は、鶴見の論旨をみると「無形ノ日本国ヲ指スカ如クナレトモ」「前後ヲ通説スレバ大ニ然ラサルモノ」で、「日本国君」といえば、わが国では天皇を指す「固有名詞」であり、その「日本国君」に対し「身体虚弱身志未定……幼稚ナル云々」と論評することは、「文ヲ舞シ」天皇に対し「不敬ノ所為」をなしたものとみなしたのである(後掲判決書参照)。

栃木軽罪裁判所の判決言渡は、十六年一月十二日で、裁判長は判事補池田正成、立会検察官は検事補牛込喜一であった。公判はこの日一回限りで即日判決言渡が行われたものか、それとも、その前にも公判が開かれたのか、その辺の事情はわからない。また、予審が行われたかどうか不明である。しかし、判決書の中に、「予審調書云々」の記載がみえていないことから推察すると、検事はこの事件を現行犯として取扱ひ、予審を省略したものとと思われる(治罪法第(三〇)九条第(五)項)。判決は、事件を不敬罪と新聞紙条例第八條違反の「数罪俱発」(明治十五年刑法(第一〇〇)条三項)とし、その重い方の不敬罪に未成年減軽を行い(同前(第一〇〇)条三項)、禁錮一年罰金五十円監視十月の刑を宣告したのである(後掲判決書参照)。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

この鶴見事件の判決は、かなり多くの新聞が、それを報道しているところ(?)が、この判決には、法律の適用について大きな誤りがある。それは、刑法上の不敬罪と新聞紙条例違反とを「数罪俱発」として取扱つた点である。この両者は、明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号第五條にもとづき「数罪俱発」とはせず、別々の量刑を定め、それを併科すべきであつた。判決はこの布告をみおとし、被告に有利な方向で、法律の適用を誤まつたのである。

すでにこれまで紹介したいくつかの不敬罪事件の第一審判決において、これと同じ誤りがあつたことは、その都度指摘した。とくに、そうした誤つた判決に対し、被告、検察官共に上告せず、判決がそのまま確定した場合、その直後、関係判検事に対し、懲戒的人事異動が行われた形跡のあることも、すでに述べた通りである。この鶴見事件の場合も、被告並に検察官の双方が上告しなかつたため、その判決は誤りそのまま確定した。その直後に行われた関係者の更迭は、この誤判に対する責任追求であつたと思われる。明治十六年二月二十三日・朝野新聞は、鶴見事件担当の裁判官および検察官の退任を、次のように報じている。

彼の鶴見某の大不敬罪を裁判したる栃木裁判所の判事補池田正成及び其節立会われたる検事補牛込喜一の両氏は、如何なる訳にや、其後辞表を差出され、去月下旬聞き届けになりて、両氏とも出京せらる。右に付き同僚知友の人々凡々四十名程、去る五日、一大宴会を鯉保楼に張りて両氏を送られ、席上池田氏の演説あ

り。其要旨は、余が当法衙に職を奉じてより、諸氏の厚誼を辱する実に深し。而して未だ之を酬ゆるに及ばずして忽ち飄々乎たる身となる。此れ余の遺憾とする所なり。然れども政府の事は予め期すべからざる者ありて、其變動定まらざる、之を官海と云ふ。既に海と云ふ。何ぞ時として風波の起る憂へ無からんや。

今、余が一朝にして飄々の身となりたるも、亦此の風波に逢ひたる者にして、余の予期せし所なれば、敢て周章するにも及ばざるなり。余や固と浅学非才なりと雖も、身を以て国事に尽くすの精神に至りては、敢て諸子に譲らざるの覚悟なれば、設ひ諸子と袂を此地に分つも、尚国家の爲めに応分の力を致して怠らざるべし。古人云はずや、士は三日見ざれば目を刮して待つべしと、余は望む。今後益々精神を揮擲して一大功績を建て、他日再び相ひ見るの日、互に呉下の阿蒙にあらざるを発見するに至らんことを、是れ余が別に臨んで諸君に切望する所なり云々にて、衆客をして深く感動せしめしとぞ。

このように、池田判事補と牛込検事補は共に、一月下旬、栃木を去つたのである。⁽¹²⁾

前掲新聞記事にはみえていないが、栃木始審裁判所長増田賢も、判決確定直後の一月十八日、後任所長の判事飯田恒男と交代、出京を命ぜられ、その後ち問もなく静岡始審裁判所の次席判事へ左遷されて⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾いる。所長以下関係判検事が、鶴見事件誤判の責任を負わされたものとみて間違ひなかるう。ただ、どうしたわけか、上席検事柿原義則は、異動を免がれている。⁽¹⁸⁾

不敬罪事件に対する第一審判決が、前に述べたごとく、しばしば法律の適用を誤り、しかもその判決がそのまま確定したことに困惑したであろう司法省は、鶴見事件判決の五日後、次の内達を出している。⁽²⁰⁾

司法省内達^{十六年一月十七日}
裁判所

刑法第二編第一章^(皇室に対する罪)ニ記載セル重罪軽罪ヲ犯スヘキ者ハ有之間敷答ニ候得共尙有之ニ於テハ実ニ不容易儀ニ候条右等ノ事件ニ関シ告訴告発アリタル時ハ速ニ当省へ申出ツヘシ此旨相達候事

名村司法大書記官ヨリ各裁判所長検事へ通達^{十六年一月十七日}

刑法第二編第一章ニ記載セル重罪軽罪ヲ犯セシ者有之節ハ速ニ当省へ御開申可有之旨今般御達相成候付テハ其時々当省ヨリ指令ノ上処分可相成儀ト御了知可有之此段長官ノ命ニ依リ申進候也

この内達を出した司法省は、第一審裁判所が、不敬罪事件の裁判を行う場合、判決に先きだち、予めその内容を本省へ報告させ、誤判を避けようとしたものであることはわかるが、量刑の内容にまで容喙する企図があつたかどうかはわからない。また、この内達をうけた各裁判所が、それをどのように受けとめたか、すなわちその後の不敬罪事件において、各裁判所が本省に對しどのような指示を求めたのか、そうした事情を物語る資料は、残念ながら見出しえない。しかし、その後の不敬罪事件に對する各裁判所の量刑をみると、かなり不均衡であつたように思われる。この点から推測すると、司法省が各不敬罪の量刑にまで干渉し、とくにそれを統制したとは考

えられない。この内達に関する詳しい検討は、別の機会にゆずり、ここではこれ以上の考察は差し控えたい。⁽²¹⁾

さて、新聞記事による不敬罪事件において、当該新聞の編集人のみが処罰され、実際の執筆者は不問に付された例のあることは前に述べた。⁽²²⁾そして、そうした措置は、当時の法律のわく内において、寔に不合理であつたことも、その都度指摘した通りである。⁽²³⁾

ところが、この鶴見事件においては、すでに冒頭において一言したごとく、編集人、執筆者双方共に処罰されているのである。ただ、編集人後藤勉は、一時逃亡したため、裁判が遅れ、鶴見に対する判決後、約三カ月を経て判決言渡が行われたのである。

後藤が、いつどこへ逐電したのか、そしていつ逮捕されたのか、それとも一時は逃亡したが、その後自首したのか、その辺の事情は残念ながら一切わからない。

鶴見の事件と関連して、編集長の後藤も連坐したことを、新聞が報道したのは、その判決の言渡が終つた後ちのことであつたようである。十六年五月一日・東京日日新聞は、次のごとく述べている。

昨十五年十二月七日八日兩日、栃木新聞の投書欄へ鶴見飄々生と云ふ名を以て「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」といへる文章を掲げたる後藤勉は、兼て栃木未決監に拘留せられ居たるが、去る廿七日、重禁錮五年罰金二百円を申付けられたりとぞ。

しかし、この記事だけみると、あたかも後藤が鶴見飄々生という変名で投書し、それがため処罰されたようにも理解できる。寔に誤解をあたえる報道であつたといえよう。同月三日・朝野新聞は、次

のように報じている。

栃木新聞編輯長後藤勉は、曩に鶴見飄々生の投書に係る日本国君の不幸を吊ふと題する一篇を掲げ、取調中、失踪せしに、間も無く拘留となり、久しく同地監獄署未決監に在りしが、去月二十七日、栃木輕罪裁判所に於て重禁錮五年罰金二百円に処せられたり。

後藤の逃亡を報じたものは、私の知る限りにおいて、この朝野新聞と、同月五日・函右日報⁽²⁴⁾その内容は、朝野の記事とほとんど同じである。の二つだけである。

これらの新聞報道が述べているごとく、後藤に対する栃木輕罪裁判所の判決言渡は、十六年四月二十七日であつた。そして裁判長は判事補小林順二、立会檢察官は検事補横田信謹である^(後掲判決)。鶴見の場合と同様、予審は省略されたものと思われる^(本誌九六頁参照)。

判決は、鶴見の投書について不敬罪をみとめ、また同新聞第七五号^(十五年十二月十二日)に掲載した北島警部補の演説中止事件の報道は官吏侮辱罪^(刑法第一四一条)に該るとし、さらに同新聞第七三号第七五号^(同年十二月九日、十二日)に連載した社説「成法誹譏ノ法律ヲ廢除スル乎否ラザレハ法律ノ草案ヲ公示スルハ今日ノ急務ナリ」は、新聞紙条例第一四一条違反の成法誹毀罪に該るものと⁽²⁵⁾し、不敬罪と官吏侮辱罪は「数罪俱発」でその「一ノ重キ」不敬罪のみを適用⁽²⁶⁾（明治十五年刑法第一〇〇条三項）、重禁錮五年罰金二百円監視二年、新聞紙条例第一四一条違反については輕禁錮六月罰金三十円をそれぞれ宣告したのであ

(後掲判決) 鶴見に対する判決においては、不敬罪と新聞紙条例違反の罪を「数罪俱発」にするという法律適用の誤りを犯したことは、前に述べた。この後藤に対する判決においては、さすがにその轍を踏んでいない。それはそれとして、重禁錮五年罰金二百円は、刑法第一一七条所定の最高刑であり、当時の不敬罪事件においても、他に例がない。後藤の逃亡が、裁判官に最悪の心証をあたえたのかも知れないが、それにしても重刑である。

なお、前掲諸新聞の記事にみえている後藤の量刑には、不敬罪についての監視二年と、新聞紙条例違反の軽禁錮六月罰金三十円とが洩れている。

後藤は、この第一審判決にそのまま服罪、上告はしていない。⁽²⁸⁾

鶴見由次郎は、その判決書によると、栃木県下都賀郡卒島村(現在の小山市卒島)の人、小学校の教員である。その経歴については、栃木新聞へしばしば投書していたことを除いては、全くわからな⁽²⁹⁾い。

後藤勉についても、その判決書によつて、名古屋の人であることが判明するにすぎない。二十三歳という年齢から推測して、名目上の編集人であつたと思われる。

鶴見、後藤両名の事件前後の経歴が、ほとんど不明であることは寔に残念である。大方の御教示を乞う次第である。

- (1) 明治十五年十二月七日・栃木新聞。
- (2) 明治十五年十二月八日・栃木新聞。
- (3) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四卷七号・七七頁参照。

(4) 新聞、雑誌の執筆に、変名を用いた場合の処罰規定である。本稿・下山正道事件の註11・本誌第四四卷八号・七七頁参照。なお、当時の新聞雑誌には、匿名の寄稿がかなり多いが、この処罰規定は余り厳格には適用されていないようである。

(5) 本稿・下山田正道事件の註13・本誌第四四卷八号・七七頁参照。

(6) 刑法第八一条 罪ヲ犯ス時満十六歳以上二十歳ニ満サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

第七〇条 禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト為シ(下略)

(7) 判決書を掲載して報道したものに、例えば、一月十六日・東京日日新聞、同月十七日・時事新報、朝野新聞、同月十八日・郵便報知新聞、同月二十一日・日本立憲政黨新聞、同月二十六日・海南日報などがある。その内、東京日日新聞の記事は、梅原北明「近世社会大驚異全史」上巻・昭和六年・三三三頁以下にも収録されている。

(8) 本稿・下山田正道事件の註14・本誌第四四卷八号・七七頁参照。

(9) 本稿・下山田正道事件・本誌第四四卷八号・七四頁、横田永次事件・同前・八二頁、門野文蔵事件・本誌前号・五九頁参照。

(10) 本稿・横田永次事件・本誌第四四卷八号・八三頁参照。

(11) 栃木地方検察庁保管の鶴見事件判決正本には、大審院判決謄本が添付されていない。したがつて上告はなかつたものとみていい。本稿・大庭成章事件の註12・本誌第四四卷七号・八九頁参照。

(12) 明治十六年五月「官員録」司法省の部に、池田、牛込両名の名はみえないが、同年六月「官員録」によると、池田は東京始審裁判所判事補に(一八四枚表)、牛込は横浜始審裁判所判事補に(一八五枚表)、それぞれ在職している。その頃、復職したのである。

(13) 明治十五年五月「官員録」によると、増田は栃木始審裁判所長に在職している(一八一枚裏)。おそらく同年一月開設の同裁判所初代所長

であらう。

(14) 増田の所長解任日は明らかでないが、後任所長の飯田判事の就任日が十六年一月十八日であるから(前掲司法沿革誌・六一四頁)、その日に交代したものとされる。

(15) 明治十六年一月二十七日・日本立憲政黨新聞所載の判事転任表に「帰京 栃木長増田替」とある。

(16) 明治十六年五月「官員録」・一九一枚裏。

(17) 増田贊は、富山県射水郡小杉の人。天保十年、江戸末期の画壇で著名の増田蕉雨の子として出生、青年時代、江戸で安井息軒・藤森天山の門に学び、明治維新後、下野県属、東京府種少參事を歴任(小杉町史・昭和三十四年・後篇三二一頁、「国民過去帳・明治之部」・昭和十年・六一頁、五年一月、八等出仕として司法省に入り(明治五年五月「官員全書」司法省・四枚表、明法大属(明治七年月不詳「官員録」・一〇五枚表、同八年三月「官員録」・九四枚表、司法権少丞(同九年七月「官員録」・七二枚表)、奏任御用掛(同十年十月「官員録」・一三一枚裏、同十三年九月「官員録」・一六四枚表)などを経て東京上等裁判所判事となり(同十四年八月「官員録」・二六四枚表)、その後、栃木始審裁判所所長、静岡始審裁判所判事を歴任したことは、前に述べた通りである(註13乃至16・参照)。彼は、司法省に勤務する傍ら、故郷小杉の戸長海内果(後の東京日日の記者)が提唱した相益社の設立(明治九年)にも参加している(前掲小杉町史・後篇八頁、三三三頁)。相益社は、同地方における啓蒙民権運動の嚆矢であり、十年十一月から機関誌「相益社談」を四年半に亘つて刊行し、民権思想の普及に貢献した(稲垣剛一「相益社談の史的位階」・越中史壇第四号・昭和三十年・一九頁以下参照)。現職の司法省官吏が、啓蒙民権運動に参加したことは珍しい。だからといって、鶴見事件に際し、彼が被告に有利の方向に、故意と誤つた法律の適用を示唆した(あるいは黙認した)とみることは出来ないで

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

であらう。

増田は、その後、東京控訴裁判所判事(明治十八年八月「官員録」・二〇一枚表)、広島控訴院評定官(同二十一年八月「官員録」甲・一九枚裏)、宮城控訴院判事(同二十六年十月「官員録」甲・一一一枚表)などを歴任し、三十三年に退官、三十五年五月二日逝去、享年六十三歳であつた(前掲国民過去帳・六五一頁)。

(18) 栃木始審裁判所の上席検事は、明治十五年七月「官員録」によると、検事原田種徳であり(一八四枚表)、十六年五月「官員録」によると、検事柿原義則である(一八九枚表)。原田の後任者が、柿原であつたと思われるが、前掲司法沿革誌には、柿原の就任時期を「明治十六年」とのみ記しているにすぎず、原田については、その記事が全くないため、同書によつては、その交代時期は確められない(六一六頁)。しかし、明治十五年十一月十一日・朝野新聞は、司法省第十局詰検事柿原の栃木始審裁判所への転動を報じているから、その際、上席検事が交代したものとみえていい。とすると、鶴見事件当時の上席検事は、柿原であつたといえる。彼は、十九年二月十二日、大阪始審裁判所検事へ移るまで(明治十九年一月十七日・大阪日報)、その職に止まっていたから、鶴見事件による人事異動に、彼のみは無関係であつたと思われる。その理由はわからない。

(19) 当時、下級裁判所が、その判決の全てを司法省へ報告していたかどうかはわからないが、すくなくとも重要事件(例えは不敬罪)については、判決謄本を送致していたものと思われる。しかし、当時の郵便事情からみて、迅速には到達しなかつたであらうから、司法省がそれを入力し、誤りが発見されても、最早、上告期限の三日(治罪法第四一四条)を経過し、如何ともなしえなかつたものと思われる。治罪法には、裁判確定後、大審院検事長による非常上告の制もあるが、それは「法律ニ於テ罰セサル所為ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル

場合」(第四三五条)に限られている。

(20) 「法規分類大会 刑法律門・刑律(四)・四六八頁。この内達は、新聞にも報道されている(例えば十六年一月二十五日・時事新報、一月三十日・南海日報等)。

(21) 将来、本誌に発表を予定している明治十五年刑法施行前後の不敬罪に関する総合的研究(本稿・はしがき・本誌第四四卷七号・七三頁参照)にゆずりたい。

(22)、(23) 本稿・下山田正道事件・本誌第四四卷八号・七四頁、七六頁——七七頁、横田永次事件・同前・八二頁参照。

(24) 本文で述べたごとく、鶴見の投書は、十二月七日、八日の両日、栃木新聞に掲載されたものであるが、後藤は、同月十五日まで同紙の編集人として署名している(十六日は植木競、十七日以降は堀越嘉十郎)。その頃、後ちに本文で述べることく、前述の七、八両日の記事のみならず、九日、十二日の記事についても、警察の摘発をうけ、それがため、編集人の交代が行われたものと思われる。

(25) 本稿・下山田正道事件の註12・本誌第四四卷八号・七七頁参照。

(26) 本稿・前掲事件の註10・本誌同前・七六頁参照。

(27) 本稿・前掲事件の註13・本誌同前・七七頁参照。

(28) 栃木軽罪裁判所保管の後藤事件の判決正本には、大審院判決謄本が添付されていない。したがって、上告はなかつたものと推測される。本稿・大庭成章事件の註12・本誌第四四卷七号・八九頁参照。

(29) 問題になった「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」前後に、鶴見は数回にわたり、栃木新聞に投書している。すなわち、十一月二十二日、「親和合同セザルベカラズ」卒島村津留美生、十一月三十日、十二月一日、「喜憂交々感ゼシムル勿レ」卒島村鶴見飄々生、十二月二十日、二十一日、「交通ノ利益」卒島村鶴見飄々子などがそれぞれである。

(30) 当時、多くの新聞は、法令による処分を予想して名目上の編集人を

立てていた(本稿・下山田正道事件の註2・本誌第四四卷八号・七六頁参照)。この「署名人は平生月給五円、監獄に行く日給に直つて三十銭乃至五十銭位を支給され、三箇月も行つて来やうものなら一箇年衆に暮せた」という説もある(芳賀榮造「明治大正筆禍史」・大正十三年・四三頁——四四頁)。後藤の場合、仮にそうであつたにせよ、五年半にわたる入獄は、到底金銭を以てしては償いえなかつたであろう。

前註

(1) これらの判決書は、いずれも宇都宮地方検察庁栃木支部保管の判決正本による。

(2) 鶴見判決書は、すでに述べたごとく(本誌九九頁註7・参照)、当時、多くの新聞に報道されているが、その中には、誤記をふくむものがある。小島徳弥「明治以降大事件の真相と判例」(昭和九年)所載の鶴見判決書(二〇六頁以下)は、何新聞を典拠とされたかは明らかでないが、かなり多くの脱漏がある。

裁判言渡書

栃木県下野国下都賀郡平島村

平民 栃木県訓導

鶴見 由次郎

十九年二月

其方ニ対スル不敬犯事件檢察官ノ公訴ニ因リ審理ヲ遂クル処被告人鶴見由次郎ハ身ハ小学教員ノ職ニ在リ平素自ラ飄々生ト号シ居

明治十五年十二月七日鶴見飄々生ノ名ヲ以テ日本國(名)君ノ不幸ヲ弔フト歎シタル文章ヲ草シ栃木新聞旭香社ニ投寄シタルニ
 抛リ該社ニ於テハ載テ該新聞第七十一号乃至第七十二号投書ニ掲
 録セリ其事実ハ被告ノ白狀該新聞及被告カ認メタル原稿ノ現在ニ
 依リ明確ナリ今其文章ヲ審閱スルニ其項ヲ分ツテ七段落ト為シ初
 段ニハ題意ノ天皇陛下ヲ指スニ非サルヲ分疏シ次段ニハ日本國君
 ノ身体危殆ナルトテ其有様ヲ不繫ノ浮舟ニ比シ其中段ニハ不幸ト
 題シタル所以ハ新聞記者演説士懲罰ヲ喫スルニ在リト説キ起シ而
 シテ其新聞演説ノ効用藥石保母ニ等倫シ然ルヲ法ニ触レタリトテ
 之ヲ懲罰スルハ藥料ヲ減シ保母ヲ失フタルト論シ来リ且反對弁難
 ヲ設ケテ法律ニ触レタルノ記者弁士ハ愈藥石保母ナリト論駁シ結
 末ニ至リ吁日本國君ヨ君ハ春秋權僅カニ十五ニ過キサル弱齡ニシテ
 殊ニ身体虛弱ナレハ充分ニ保母ト藥石ノ力ヲ俛ルニ非サレハ身体
 ヲ健康ニシテ安寧幸福ノ快裡ニ沐浴センコトハ覺東ナカルベキ也
 云々ト論結セリ以上文章ノ趣旨冒頭ト中段ノ論旨ハ無形ナル日本
 國ヲ指スカ如クナレトモ前後ヲ通読スレバ大ニ然ラサルモノトス
 如何トナレバ已ニ日本國君ト唱道スル時ハ我國ニ在テハ天皇陛下
 ヲ措テ他ニ之ヲ名称スベキモノアラザルナリ然ラハ則日本國君ト
 ハ固有名詞ニシテ他ニ之ヲ称用スルヲ得サルハ論ヲ俟タサルナリ
 然リ而シテ日本國君ナル固有名詞ニ用ヒ之ニ統クニ身体虛弱身志
 未定年齒弱齡海外ニ吹飛サレ血ノ涙門ニ隱没シ或ハ幼稚ナル日本
 國君ト筆記シタルハ日本國ヲ指シタルノ論ニ非スシテ即チ天皇陛
 下ニ對シ文ヲ舞シ不敬ノ所為ヲ為シタルモノト認定ス之ヲ法律ニ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

照スニ刑法第一百七條天皇皇后皇太子ニ對シ不敬ノ所為アル者ハ
 三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ
 附加ス第二百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スベキモノ
 ニ該ル其変名ヲ用ヒタル罪ハ新聞條例第八條新聞云々ノ筆者尋常
 ノ瑣事ヲ除ク外皆其住所姓名ヲ著スベシ筆者変名ヲ用ヒタル時ハ
 禁獄三十日罰金十円ヲ科スルトアルニ該ル右ハ二罪俱発ナルヲ以
 テ刑法第百條第三項輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從テ所斷ス
 トアレバ不敬ノ所為ヲ以テ処罰スヘキモノナレトモ被告人ハ滿二
 十歳未滿ナルニ因リ刑法第八十一條ニ照ラシ其罪ヲ有恕シ本刑ニ
 一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮十五円以上百五十
 円以下ノ罰金ニ該ル右ノ理由ナルヲ以テ被告人鶴見由次郎ニ重禁
 錮一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。

但本案ニ関スル新聞原稿ハ刑法第四十三條ニ依リ没收ス其差
 押ヘタル書類ハ悉ク還付ス

明治十六年一月十二日栃木輕罪裁判所ニ於檢事補牛込喜一立会ノ
 上言渡スモノ也

判事補 池田 正成
 書記 田藤 良政

裁判言渡書

愛知県尾張国名古屋区小市場町
士族後藤探左エ門養子無職業

被告 後藤 勉

當二十二年六月

其方ニ対スル不敬犯成法誹毀及官吏侮辱ノ公訴審理スル処被告告
第一ノ犯罪ハ曩時栃木県下野国下都賀郡栃木旭香社栃木新聞編輯
長タリシ時明治十五年十二月七日癸卯ノ該新聞第七十一号及第七
十二号社説欄内ニ栃木県下都賀郡卒島村平民鶴見由次郎カ鶴見飄
々生ノ変名ヲ用ヒ投書シタル日本国君ノ不幸ヲ弔フト題スル一篇
中君ハ身体軟弱頓辱ニシテ心志未タ全ク牢定セス恰モ泛々トシテ
繫維セサル浮舟ト一般ナルヲ一朝颯々タル一陣ノ腥風ノ蔚興スル
アレハ身ハ必ズ雲濤万里ノ海外ヘ吹飛バサレ漂渺無際ノ血ノ涙川
ニ陥没シ亦浮ム瀬ナキノ惨況ヲ顯ハスニ至ルハ苟モ鷺鴉ノ黑白ヲ
弁スルモノノ熟知スル処ナリ嗟呼危殆ナル哉君ノ一身云々又吁日
本国君ヨ君ハ春秋僅カニ十五ニ過キサルノ弱齡ニシテ殊ニ身体虚
弱ナレハ充分ニ保母ト藥石ノ力ヲ俛ルニアラズンバ到底身体ヲ健
康ニシテ安寧幸福ノ快裡ニ沐浴センコトハ實東ナカルベキナリ云
々又嗚呼幼稚ナル日本国君ヨ君ハ身体虚弱ナルノミナラズ心志未
タ全ク定マラサル今日ニ當リテ此不幸ニ遭遇スルトハ何ノ因果ニ
ヤアル云々ト掲載シ第二ハ該新聞第七十三号及ヒ第七十五号ニ成
法誹讒ノ法律ヲ廢除スル乎否ヲサレハ法律ノ草案ヲ公示スルハ今

日ノ急務ナリト題シタル文中我邦法律ノ多キハ實施ニ施行スル
ニ當リ其許多ノ障礙ヲ逢着スル者亦未タ全ク之レナキヲ保タサル
ナリ云々又我邦今日ノ如キ專制體ノ邦ニ於テハ素ヨリ国会ノ設ケ
ナキヲ以テ人民ノ意向ヲ此ニ採ルコト能ハス云々又專制政府ノ下
ニ在リテ往々民間ニ議論ノ声ヲ絶ツ者アルハ何ソ政府ノ法律言論
ノ自由ヲ束縛スルカ故ノミ豈ニ他アランヤ云々現ニ我邦ノ如キ亦
余輩ヲシテ此ニ恠マサルヲ得サラシムル者蓋シ尠トセス而シテ余
輩ノ尤恠ム可キトナス者ハ我が廟堂百志ノ英明ナリト云ニモ拘ハ
ラス彼ノ成法誹讒ノ法律ヲ今日ニ存セラルル即チ是ナリ云々ト掲
載シ第三ハ曩時栃木県安蘇郡犬伏宿ニ於テ開キタル學術演說開會
ノ際栃木県警部補北島種行臨監シ中止解散ヲ命シタル當時ノ刑狀
ヲ該新聞第七十二号ニ掲ケテ曰ク其会場ニ於警部ヲシキ人ノ差出
サレタル名刺ヲ視ルニ佐野警察署長心得警部補北島種行トアリ此
ニ於テ大ニ疑ヲ懷キタル人アリシカト吾々ハ尚モ先キニ該署員類
リニ官民調和ヲ希望サルルトノ風評ヲ信シ居タルヲ以テ設ヒ監臨
アルモ決シテ無暗ニ中止解散ナトヲ命セラルム様ノ憂ヒアラサル
ベシト思ヒシニ甚タ意外ノ事件ヲ惹起シタリ云々トアリ右ノ事實
ハ各新聞紙上及ヒ栃木県警部有田義資二個ノ告発書同県警部補北
島種行ノ告訴狀ニヨリ其証憑充分ニシテ第一ハ我至尊ニ對シ甚タ
不敬ヲ極メ第二ハ成法ヲ誹毀シ第三ハ北島警部補ノ職務ニ對シ文
書ヲ以テ侮辱シタルモノナリトス因テ之ヲ法律ニ照スニ第一ハ刑
法第十七條天皇皇后皇太子ニ對シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上
五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス尚

第二百二十条ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス第二ハ明治八年
 第百一十一号布告新聞紙条例第十四条成法ヲ誹毀シテ国民法ニ遵フ
 ノ義ヲ乱リ及ヒ顛ハニ刑事事ニ触レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ為
 ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五百元以上百円以下ヲ科ス第三ハ
 刑法第四百一条官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語
 ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上
 五十円以下ノ罰金ヲ附加ス其目前ニ非ラスト雖モ刊行ノ文書図画
 又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアルニ該レリ右第一
 第三ハ刑法第百条ニ照シ一ノ重キ刑法第百七十七条ノ本刑ニヨリ処
 断スヘキモノトス其第二ハ明治十四年第七十二号布告第五法律
 規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ数罪俱発ノ例ヲ用ヒス
 トアルヲ以テ同第二条第三条ニ從ヒ輕禁錮罰金ヲ併科スヘキ者ト
 ス因テ被告後藤勉ハ第一ハ重禁錮五年ニ処シ罰金二百円ヲ附加シ
 監視二年ニ付シ第二ハ輕禁錮六月ニ処シ罰金三十円ヲ科ス

但裁判費用ハ総テ負担スヘシ

於栃木輕罪裁判所ニ宣告ス

判事補 小林 順二
 書記 中村 元吉
 立会検事補 横田 信謹

後註

北島警部補の一件を報じたのは、栃木新聞第七十五号（明治十五年十二月十二日）であつて、第七十二号（同月八日）ではない。その点、判決の書き間違ひである。しかし、これは単に書きまちがひだけではすまされない

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

問題であり、判決言渡の「理由ノ齟齬（治罪法第四一〇条九号）」として上告理由になる。もつとも、これを理由にして上告しても、量刑その他の点で、被告に取つて別段有利の材料にはならないが、裁判官に対しては、誤判の責任が残つたであらう。

○ 稻倉儀三郎事件

明治十六年一月三十一日、兵庫縣神戸区相生小学校の教員稻倉儀三郎が、教室において、生徒の持つていた天皇の写真を取りあげ、不敬の言葉を述べつつそれを破り捨てたというので、不敬罪に問われた事件である。⁽²⁾⁽³⁾
 この事件はいち早く二月十四日・朝野新聞が、次のごとく報道している。

彼の門田平三⁽⁴⁾の子分とでも云ふべき乱暴の男は、神戸区兵庫相生小学校教員稻倉儀三郎（二十年）にて、同人は生意氣の上、常に傍若無人の挙動多きより人に弾指せしが、近頃のことか、生徒の所持し居る或る貴き御方の写真を奪ひ取り、不敬の言語を吐きつつ寸段々才断せしを、傍に居たる人も余りのことに壓氣に取られ居たりしが、遂に大悶着となり、其趣を学務委員に届出で、同人に辞表を出さしめ、猶近々の内、同校教員より其筋へ告訴する趣なりと。

この記事は、稻倉に非同情的であり、後掲三月六日、同新聞の好意的な報道とは、全く対照的である。

二月二十日前後になると、各地の新聞が、詳細を報道しはじめた

ようであるが、私の知る限りにおいて、もつとも詳しいのは、二月十八日、南海日報(愛媛)の次の記事である。

去る五日の事なりしとか、神戸小学校相生分校の教員を勤めらるゝ兵庫町通一丁目稲倉伊兵衛の長男儀三郎は、受持の生徒の中に、聖上の御写真を教場へ携へ行きしありしに、稲倉は御写真を取り上げ、畏くも寸々に引裂たれば、同僚大塚文純、大塚竹二の両氏は、其不敬の振舞を見兼ね、直ちに学務委員に此よしを密告せしに、学務委員も余り大不敬の至りなりとて、去る八日、神戸警察署へ告発し、同署より直ちに神戸軽罪裁判所へ通知になり、翌九日、検事補井水孝三郎より処分方を司法省へ伺出たられ、翌十日、予審掛より右教員大塚、大塚の両氏を証人として呼出し、該件に関する事実を取調べられしと、又同日は、本県学務課より儀三郎の父伊兵衛を呼出し、教員免職の辞令書を下渡されたり。或る新聞には、拘引せられし由記載されども、右儀三郎は何処へか逃亡して、今に踪跡分らずと云ふ。斯る大不敬の所行を為すものの近來多く出来するは、実に国家の爲めに嘆息せざるを得ざるなり。況や栃木県のことと云ひ(鶴見由次郎事件を指す。本誌九三頁以下参照——手塚註)、今回のことと云ひ、国家教育の任に居るものにして、此等の言行あるは、憎みても尚悪むべく、恐れとも猶怖るべき挙動ならずや。

この記事には、事件を二月五日としている誤りや(後掲神戸軽罪裁判所判決書によると、事件は二月三十一日である)、そのほか人名についても、若干の誤りがあるように思われるが(同前判決書によると、

稲倉の父の名は伊兵衛ではなく儀兵衛、証人大塚文純は八木文純である。⁽⁶⁾ 事件後の経過は、一応克明に報道しているものと思われる。これにより、稲倉の同僚の通報にもつき、学務委員が事件を警察に告発、検事の起訴により、二月十日から、被告人不在のまま予審が開されたことがわかる。後掲大審院判決書に「告訴人飯尾竜三郎とあるのが、この学務委員である。学務委員は、公立小学校教員任命の申請権を有していたから⁽⁸⁾ (明治十三年教育令第四八条)、このような事柄にも介入したものと思われる。また、担当検察官が予審開始に先立ち、事件を司法省へ伺いでいる点もみのがしてはならない。これこそ、前掲鶴見由次郎事件の際、詳論した十六年一月十七日・司法省内達(本誌九七頁参照)を忠実に遵守したものである。しかし、司法省がどんな指示をあたえたかは、残念ながらわからない。

事件発生後、稲倉は、前掲南海日報の記事に述べているごとく、一時、神戸から行方をくらましたが、二月二十一日、和歌山で逮捕された⁽⁹⁾。神戸へ護送されてからの状況について、三月一日、日本立憲政新聞は、次のごとく報じている。

畏き御辺の写真を破壊せし稲倉儀三郎氏は、此程紀州にて縛に就き、兵庫県へ護送されしが、其逃亡を防ぐためとて、同県未決檻^(まき)にて密室監禁(俗に云ふ三尺牢)に入れられしが、一昨日より許されて通常の囚人同様取扱はるゝと云ふ。

この報道が事実ならば、稲倉は約一週間、密室監禁を命ぜられ、その後普通の監倉(未決監)に収容されたのである。密室監禁は、予審判事が自己の職権によりまたは検事の請求により行うもので、

特別に嚴重な未決拘禁である(11)〔治罪法第一四三條第一四四條第一四五條〕。

この頃、稲倉事件を報道した新聞記事の中には、稲倉の行動をかなり好意的にみたものもあつた。例えば、三月五日、時事新報は、

攝洲兵庫の相生学校教員たりし稲倉儀三郎は、同学校に於て至尊の御写真を引裂きたりとか云ふことにて、俄に免職となりしより、同人は一旦兵庫県を脱し、遂に和歌山地方にて捕縛せられたりとて、諸新聞にも種々噂ありしが、今聞く所に拠れば、右の御写真を引裂きたりと云は、全く該校の生徒が教授中に写真を以て戯れ居たるを戒め、受業時間に斯る物を持つことはならぬとて取上げんとするを、生徒が是は大事の写真なればと争ふ折柄、図らずも引裂けたるにて、稲倉某は、始めより然る長き品と知りて爲したるにわあらず、然るを同僚なる教員某のために告訴に及ばれたるに、一時は難を懼れて何の分別もなく、一旦同県を脱走したるものなりとの説あり。

と述べている。また、三月六日・朝野新聞も、

彼の高貴の写真を裂きし稲倉儀三郎の予審を当裁判所にて開かれしに、同人は全く或る生徒が一枚の写真を教場へ持ち来り、美人なりと云ひて教授の妨害をなしたるにより、取り上げんとせしに、生徒は是を放さず争ひ合ひ内、誤て引裂きしが、能く観れば高貴の写真なりし故、大に驚き直に帰宅し、如何にせんと思案に暮れし折、已に告発されしと聞き、後先きの考も無く逃走したりと、頗る後悔の色ありとぞ。

と、前掲時事の記事とほぼ同じことを述べている。両紙の記事

は、おそらく神戸地方の新聞の報道によつたものと推測されるが、

いま、それを確めえない。(12)

稲倉も、その上告理由の中で「破壊シタルモノハ全ク婦人ノ写真ナリト聞知シ読書時間他ノ妨礙ナランコトヲ思慮シタル所爲ニ出テ毫モ惡意アルニ非ス」(後掲大審院判決書参照)と述べている。この稲倉の弁解および前掲時事、朝野の伝える事実が、果して真相であつたかどうかはわからないが、いかにも小学校の教室でありそうなことではある。もしそれが真実であるとすれば、事件は、

稲倉に悪意のない偶発的な出来事であり、それに不敬罪を適用した神戸輕罪裁判所の判決は、ゆきすぎであつたといわざるをえない。神戸輕罪裁判所の予審がいつ終結したかは、その予審判事の氏名と共に全く不明である。しかし、つづいて公判が開かれたことからみ

ると、予審決定言渡書が事件を不敬罪に該ると認定したことだけたしかである。この予審に喚問された筈の証人飯倉三郎(前述のごとく学務委員と思われる)、八木文純、犬塚竹二(この二名は、稲倉の

同僚、参考人岡島重蔵(生徒らの証言の内容がわからないので、事件の真相を推察する一片の手がかりすら得られないのは、寔に残念

である。

神戸輕罪裁判所の公判は、三月二十二日に開かれた。裁判長は判

事赤堀義民、立会檢察官は検事福鎌芳隆である。また弁護人は山田

鉦七であつた。公判は傍聴禁止の裡に進められ、即日判決の言渡が

行われた。稲倉の行為に不敬罪を適用、未成年減輕(明治十五年刑

行い、重禁錮三年罰金百円監視二年の刑を言渡したのである。判決

は、その事実認定について「生徒岡島重蔵カ所持シ写真ハ至尊ノ

御写真ナルコトヲ知り不敬ノ言詞ヲ発シナガラ之ヲ引裂シタルモノ⁽¹⁹⁾としてゐるが、「不敬ノ言詞」の内容は明らかにしてゐない。治罪法によると、裁判の言渡には、犯罪事実を「明示」することが要請されてゐる⁽²⁰⁾（第三〇四）。前掲判決書の表現は、事実を全く「明示」してゐないとはいへないにしても、不十分な「明示」であるとはいへるであらう。

稲倉は、この第一審判決を不服として上告した⁽²¹⁾。上告理由は次の通りである^(後掲大審院判決書参照)。

一 「被告人カ不敬ノ語ヲ発シタ」という証言は、告訴人飯尾竜三郎の「片言」のみであつて、他の証人参考人の証言ではない。上告趣意書を見ることのできないので、詳しいことはわからないが、現場はみていない筈の飯尾の証言は、信憑性がうすいことを強調したものとと思われる。

二 逃亡したのは、告訴を知つたためではなく、同僚の「猜忌」から脱れるためであつた。

三 「婦人ノ写真」と聞き、他の生徒の勉強の妨礙になると思ひ破毀したまでであつて、不敬の悪意はなかつた。

四 この事件は、非現行犯であるから、まず召喚状^(治罪法第一一八条)を發すべきであるにも拘らず、拘引状を發したのは違法である。

以上の四点は、上告理由として「事実及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アル時」「擬律ノ錯誤アル時」^(治罪法第九〇条第九号第一)に該るといふのである。

明治十六年五月二十二日、大審院はこの上告を棄却した⁽²³⁾。その理

由は、前掲上告理由の一乃至三は、「単ニ事実ニ就テ不服ヲ鳴ラス」にすぎない。またその四は、⁽²⁴⁾治罪法第一一五条第一二一条に従ひ当然の措置であるというのである^(後掲大審院判決書参照)。稲倉の上告理由を以てしては、はじめから勝訴の可能性は、ほとんどなかつたとみてゐる。

稲倉儀三郎は、神戸区仲町通一丁目に住居、裁判当時、十八歳であつた^(後掲神戸輕罪裁判所判決書参照)。彼が相生小学校の教員になつたのは、明治十四年九月である。当時の教育令によると、小学校教員は「年齡十八年以上」と定められているから⁽²⁵⁾（七条）、彼は臨時の代用教員であつたかも知れない。しかし、彼については、就職後わずか数カ月を経た「十五年一月」「勤務成績良好につきお年玉として金一封を受く⁽²⁶⁾」という記録も残つているから、その勤務状況は、よほど優秀であつたと思われる。そうしたことが、同僚のねたみを買ひ、稲倉においては全く悪意のない教室における普通の出来事が、同僚によつて針小棒大且つ曲解して摘発され、それが学務委員を動かして事件になつたと、考えられないこともないが、前にも述べたごとく、事件の真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、寔に残念である。

稲倉は十九年五月頃、出獄した筈であるが、その後の動静についても、私は全く知るところがない。神戸地方郷土史家の御教示がうけられれば、幸である。

(一) この学校の名称は、後掲神戸輕罪裁判所判決書によると「相生小学校」となつてゐるが、当時の新聞報道の中には、「神戸小学校相生分校」

(十六年二月十八日・南海日報)あるいは「相生学校」(同年三月五日・時事新報)または「神戸小学校」(同年二月二十八日・郵便報知新聞)としているものがある。これは、相生小学校が正しい。同校は、明治六年九月、神戸区の寄席布袋座を買収、それを仮校舎として開設、明治十六年四月、上橋通四丁目に校舎を新築して移転した。その後、その名称、校舎はいくたびか変つたが、「神戸市教育史」第二集・附録「校園沿革史」・昭和三十九年・二四頁、現在は、神戸市立深川多聞小学校である。稲倉事件は、旧布袋座を仮校舎としていた時代の出来事である。

(2) 天皇の写真を所持することは、一般的に禁止されていた。例えば、東京府では明治七年四月十日・東京府番外達で「御写真所持ノ者」御筋(可相納候)ことを命じている(全文は、本稿・門田平三事件の註29・本誌第四四卷一〇号七六頁参照)。他の府県においても、同様の措置を採つていたものと思われる。

すでに紹介した門田平三事件の公判において、弁護士山下重威は「天子ノ御肖像ハ民間ニアルヘキモノニアラス勅奏任官ノ外ハ之ヲ所持スヘキモノニアラス法律上底禁物ニテ現ニ九年十二月二十三日長崎裁判所ノ伺ニ人民ハ決シテ主上ノ御影ハ所持スルコト相成ラス取上ケヨトノ指令之レアリ大阪裁判所ヨリノ伺ニモ亦同シ法律上人民ノ所持スルモノニアラス」(公判始末書・本稿・門田平三事件・本誌第四四卷一〇号八八頁参照)と述べている。ここに「御肖像」とあるのは、写真のことであろう。長崎裁判所および大阪裁判所の伺指令の内容を、私は詳らかにしないが、このような禁制は、明治十六年当時も、なおつづいていたものと思われる。相生小学校の生徒が、なぜそうした禁制物をもつていたかは明らかでない。

(3) この事件は、家永三郎氏も、明治十六年三月二十八日・自由新聞所載の判決書を典拠として簡単に紹介しておられるし(前掲共和主義の伝

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

統・思想・昭和三十三年八月号・二二頁、本稿・はしがき・本誌第四四卷七号・七三頁参照)、また、田中惣五郎氏も、その概要を紹介されたことがある(「資料日本社会運動史」第一巻・昭和二十二年・一四六頁、後掲註19・参照)。

(4) 本稿・門田平三事件・本誌第四四卷一〇号六四頁以下参照。

(5) 例えは明治十六年二月二十日・朝野新聞。

(6) そのほか、証人の一人大塚竹二というは、後掲時事新報所載の判決文では「大塚竹二」、朝野新聞(十六年三月二十八日)所載の判決文では「大塚介二」となっている。これは「大塚竹二」が正しい。大塚は佐賀県人、大阪師範学校卒、明治十一年十一月以降、相生小学校の「主座」教員であつた(深川多聞小学校の「沿革日記」および「沿革別記」による)。なお、八木文純(旧姓大沢)は、十四年七月、同校に就職した教員である(同前、「沿革別記」による)。深川多聞小学校の記録は、同校教頭福島滋夫氏の御教示による。同氏の学恩を謝す。

(7) 学務委員は、その小学校の区域の住民の薦挙した者の中から地方長官が選んで任命したもので、地方長官の監督をうけて、小学児童の就学、小学校の設置、保護等の事項を掌つた(明治十三年十二月二十八日・太政官布告第五九号・教育令第一〇条、第一一条、第二一条)。

(8) 前掲教育令第四八条、町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

(9) 被告人が逃亡した場合、予審判事は、治罪法の次の規定にもとづき、その行方を追求した。

第二四四条 予審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潜匿シタルコトヲ知り又ハ潜匿シタルト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查ニ令状ヲ帯行セシムルコトヲ得

巡查ハ被告人所在ノ地ノ予審判事検事又ハ司法警察官ニ令状ヲ示シテ即時執行ヲ求ム可シ

第一三五条 予審判事ハ、被告人所在ノ地ヲ覚知スルコト能ハサル時ハ各控訴裁判所檢察長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ逮捕ヲ為ス可キ事ヲ請求スルコトヲ得

請求ヲ受ケタル檢察長ハ其管轄地内ノ檢察官シテ捜査及ヒ逮捕ノ処分ヲ為サシム可シ

稲倉がどちらの方法で捜索、逮捕されたかは、明らかでない。

(10) 明治十六年二月二十八日・郵便報知新聞。和歌山で逮捕されたとの報道は、その他、多くの新聞にみえている(例えば、三月一日・日本立憲政党新聞、三月五日、時事新報、三月六日・奥羽日日新聞)。ところが、後掲神戸軽罪裁判所判決書には「泉州地方へ逃走シ潜居シタ」とあり、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣である。本文では、一応、和歌山説に従つたが、なお疑問としておく。

(11) 治罪法第一四三条 予審判事ハ予審中事案発見ノ為メ必要ナリト思料シタル時ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾留状若クハ収監状ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スルノ言渡ヲ為スコトヲ得

第一四四条 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ予審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類貨幣其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス食物飲料薬餌其他監督ヨリ給ス可キ物品ト雖モ監倉長ノ特ニ指名シタル者ヲシテ之ヲ給与セシム

第一四五条 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラズ但シ十日毎ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スル時ハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

予審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問シ通常ノ規則ニ從ヒ調査ヲ得可シ

(12) 当時、神戸では、神戸新報が發行されていた筈であるが(橋本政次「兵庫県新聞史」・前掲地方別新聞史・三二二頁)、いま、それをみるこゝとができないのは残念である。

(13) 明治十五年七月「官員録」によると、神戸始審裁判所は、所長判事松本正忠以下、判事藤田隆三郎、赤堀義民、判事補馬渡俊猷、山口重夫、奥田力、水越成章、安藤勇、海原憐平、清原真吾、井内岡一、卯田命徳、内田正雄らの陣容である(一九〇枚表)。翌十六年五月「官員録」によると、所長は加藤祖一、藤田、赤堀両判事は変わらず、判事補の内、山口、水越、奥田、井内、卯田は変らず、それ以外に、黒柳塊蔵、浦策一、川地弥作、森憲一の名がみえている(一九六枚表)。これら判事補の一人が、稲倉事件当時の予審判事であつたものと思われる。

因みに、稲倉事件当時の所長は、加藤判事である(十五年九月—十六年十一月)(前掲司法沿革誌・六五六頁)。

(14) 後掲神戸軽罪裁判所判決書に「証人飯倉三郎八木文純大塚^(モト)二反ヒ参考人岡島重蔵ノ調書」とあるのは、予審調書のことと思われる。なお、未成年者の場合、証人として喚問することは許されず(治罪法第一八二条)、ただ「事実参考ノ為メ其陳述ヲ聴クコト」のみが許された同前第一八一一条。参考人である。相生小学校生徒の岡島が参考人であつたのは、それがためである。

(15) 明治十六年三月二十八日・郵便報知新聞。

(16) 明治十六年三月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公判の傍聴禁止は「公安ヲ害シ又ハ猥褻ニ涉リ風俗ヲ害スルノ恐アル時裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」行う措置であるが(治罪法第二四四条)、当時、不敬罪事件の公判でも、傍聴が禁止された例は、皆無ではないが珍しい。この公判以外に、明治十六年一月十九日、安藤津軽罪裁判所における山本栄吉事件の公判に、その例がある(拙稿「明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録」・本誌第四三巻四号・六七頁参照)。

(17) 本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件の註6・本誌九九頁参照。

(18) 多くの新聞が、判決書を掲載して、このことを報じている。例え

ば、三月二十八日・朝野新聞、郵便報知新聞、時事新報、三月二十九日・読売新聞、三月三十日・函右日報などである。そのほか、四月四日・奥羽日日新聞は、その量刑のみを報じている。

(19) 田中惣五郎氏は「明治十六年一月八日、山本受刑の十日前のことである（山本栄吉不敬罪事件の判決日は十六年一月十九日である。拙稿・前掲津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録、本誌第四三巻四号・九二頁参照。兵庫県下神戸小学校相生分校の教員稲富儀三郎は、一生徒が、畏き御方の写真を手にして登校したのを見ると、突然奪ひ取つた、そしてずた／＼に切り裂いた後、こんなものは尊敬すべきでない」と放言した」

(田中・前掲社会運動史・一四六頁)と述べておられる。事件の日附、稲倉の苗字共に間違っているが、それはともかく、この田中氏の記述を裏付ける資料は、私の知る限り見当たらない。私は、田中氏が当時の新聞記事をもとにして脚色された叙述であると考え、講談、小説ならそれもよからうが、「資料」と名付けた学術書の記事としては、寔に不適切なものといわざるをえない。

(20) 本稿・大槻貞二事件・本誌第四四巻九号・七六頁以下参照。
(21) 稲倉が上告したことは、四月六日・時事新報、四月十一日・読売新聞などが、それを報じている。

(22) 治罪法第二八条 予審判事ハ検事又ハ民事原告人ノ起訴ニ因リ重罪軽罪ノ事件ヲ受理シタル時ハ被告人ニ対シ先ツ召喚状ヲ発ス可シ(下略)
(23) この判決を報道した新聞は、私の知る限りにおいてみあたらない。

(24) 治罪法第一一五条 予審判事ハ告訴告発ノ事件急速ヲ要スル時ハ直チニ被告人ニ対シ勾引状ヲ発シ又ハ訊問シタル後勾留状ヲ発スルコトヲ得(下略)

第三條 予審判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引状ヲ発スルコトヲ得
一 被告人定リタル住所アラサル時
二 被告人罪証ヲ湮滅シ又ハ逃亡スルノ恐アル時
明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(三一) 省略

予審判事が召喚状を出さず、直に勾引状を發したとしても、右の規定によつて、決して違法とはいえない。

(25) 事實の存否は、上告理由にはならない。本稿・阪崎斌事件の註25・本誌第四四巻七号・八四頁参照。

(26) 前掲湊川小学校沿革別記(註6・参照)による。

(27) 前掲教育令第三七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

(28) 註26に同じ。

前註

(1) 第一審判決書は、明治十六年三月二十八日・時事新報所載のものによる。因みに、現在の神戸地方檢察庁には、稲倉事件の判決正本は保管されていない。戦災のためである。

(2) 大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。この判決書は、「大審院刑事判決録・明治十六年四月―五月」・四五三頁以下にも収録されているが、判検事名その他若干の省略がある。

裁判言渡書(この言葉は手塚が補充した)

撰津国神戸区仲町通一丁目居住
平民 小学校教員

稲倉 儀三郎

十八年

右皇室ニ対スル犯罪事件ノ公訴ニ付審理ヲ遂ル所証人飯倉竜三郎
(本名)
八木文純大塚竹二及ヒ参考人岡島重蔵ノ調書被告カ泉州地方へ逃

亡シ潛居シタルコト及ヒ被損シタル御写真等ノ証拠ニヨリ被告ハ明治十六年一月三十一日神戸区相生小学校ノ教場ニ於テ生徒岡島重藏カ所持セシ写真ハ至尊ノ御写真ナルコトヲ知り不敬ノ言詞ヲ発シナガラ之ヲ引裂シタルモノト判定ス則チ刑法第百七十七條ニ依リ重禁錮三月以上五年以下罰金二十円以上三百円以下ノ所年未タ二十才ニ滿サルヲ以テ同法第八十一條第七十條ニ照シ有恕シテ右本刑ニ一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮十五円以上百五十円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ同法第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキモノナリ

右ノ理由ナルヲ以テ被告稻倉儀三郎ヲ三年ノ重禁錮百円ノ罰金ニ処シ仍ホ二年ノ監視ニ附ス

明治十六年三月廿二日 於神戸輕罪裁判所檢事福鎌芳隆立会ノ
上言渡ス

判事 赤堀 義民
書記 北風 貞継

宣 告 書

兵庫縣神戸区仲町通一丁目居住
平民儀兵衛長男

稻倉 儀三郎

明治十六年三
月十八歳

皇室ニ対スル犯罪事件ニ付明治十六年三月廿二日神戸輕罪裁判所

ニ於テ右被告人カ所為ヲ審判シ刑法第百七十七條同八十一條同七十七條ニ照依シ重禁錮三年罰金百円ニ処シ仍ホ刑法第百二十條ニ依リ監視六月ヲ附加シタル裁判言渡ニ對シ被告儀三郎ハ上告ヲ為シタリ其趣旨ハ四項ナリトス第一証人參考人等ニ於テハ被告人カ不敬ノ語ヲ発シタリトノ証言ヲ為シタルコト無シ独リ告訴人飯尾竜三郎カ片言ヲ信シ裁判シタルハ不服ナリ第二泉州地方ヘ赴キシハ犯罪告訴アルコトヲ知テ遁逃潜伏シタルニ非ス全ク各教員等カ自分ヲ猜忌スルカ為メニ一時之ヲ避ケタルナリ第三破毀シタルモノハ全ク婦人ノ写真ナリト聞知シ読書時間他ノ妨礙ナランコトヲ思慮シタル所為ニ出テ毫モ惡意アルニ非ス第四本件ハ現行犯ニ非サレハ先ツ召喚狀ヲ發ス可キニ直チニ拘引狀ヲ發シタルハ反則ナリ以上ノ理由ハ治罪法第四百十條第九第十二定メタル場合アルヲ以テ破毀ヲ求ムト謂フニ在リ對手人檢事福鎌芳隆ハ被告人カ上告ノ主意タルヤ單ニ事實ニ就テ不服ヲ鳴ラスニ止リ毫モ治罪法第四百十條ノ規定ニ関セサル者ト考量スルニ因リ之カ答弁ヲ為サスト開陳セリ

大審院ニ於テ專任判事ノ報告ニ依リ立会檢事加納久宜ノ意見ヲ聴クニ上告第一乃至第三ノ理由ハ徒ニ事實ノ判定ニ對シ不服ヲ訴フルニ過キス其第四ノ理由ノ如キ之ヲ治罪法第百十五條及ヒ第百廿一條第二項ニ照スニ固ヨリ当然ノ処分ニシテ毫モ不法ト云フ可ラス如何トナレハ予審判事ニ於テ被告事件急速ヲ要シ又逃亡ノ恐れアルノミナラス現ニ逃走シタル者ナレハ直ニ拘引狀ヲ發シタルハ其遅緩ス可キ場合ニ非サレハナリ故ニ本件ハ上告ノ理由ナキ者ト思

料スルニ因リ棄却ノ言渡アランコトヲ望ムト陳弁セリ仍テ判決スル左ノ如シ

被告人ハ言フニ忍ヒサル不敬ノ罪ヲ犯シ而シテ其事實ヲ三項ニ分チ又ハ治罪ノ手續ニ違ヒタル措置アル旨喋々弁説シ上告ヲ為スト雖モ原裁判所ハ総テノ法式ニ遵ヒ充分ノ証徴ニ拠リ被告人ノ所為ハ刑法第一百七條ニ該ル罪ヲ犯シタル者ト確認シ処断シタル者ナレハ上告ノ理由不相立者トス依テ治罪法第百廿七條ニ從ヒ之ヲ棄却スル者也

大審院ニ於テ檢事加納久宜立會宣告ス

裁判長 西岡 逾明

專任 判事 山根 秀介

明治十六年五月二十二日

判事 大塚 正男

判事 高木 勤

判事 昌谷 千里

書記 飯島 偉